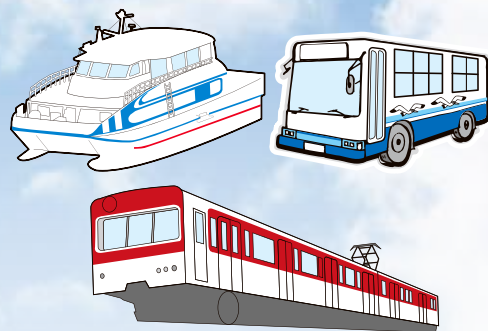


平成26年度分 高校生通学費などを 補助します

市では、子どもの教育に係る経済的負担を軽くするため高校生の通学費などを一部補助しています。

今年度からは、1年間分をまとめて申請していただきます。

教育委員会総務課 ☎(25)1262



申請受付期間 3月2日(月)～13日(金)

対象となるかた

- ① 市内在住で高等学校に通学する生徒の保護者など
- ② 離島に住所を有しながら、下宿などをする生徒の保護者など

※①②いずれも市税および市に納付すべき負担金などに滞納がない世帯であること

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて市教育委員会に提出してください。申請書などは、教育委員会と各連絡所に設置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

交付対象の期間

- 平成26年4月1日～平成27年3月31日

補助の額(率)

- 公共交通機関(JR・近鉄・バス・定期船)
〈離島地区にお住まいのかた〉
定期券購入額の25%
〈本土地区にお住まいのかた〉
定期券購入額の12.5%
※月額上限12,500円
- 下宿など(下宿・アパート・学生寮)
〈離島地区にお住まいのかた〉

み)

契約金額(月額)の25%

※食費、管理費などを除く

※月額上限12,500円

申請時の必要書類

- 在学証明または生徒証明書の写し
- 定期券の写し(有効期間満了日の確認できるもの)
- 下宿契約書などの写し(家賃、食費、管理費などの内訳および契約先、契約期間が確認できるもの)
- 金融機関の通帳の写し
- 振込先確認のため新規、変更時のみ提出してください。
- 市税など納入状況に係る課税資料確認承諾書(様式第2号)

※申請受付締切日(3月13日)時点での市税および市に納付すべき負担金などの滞納がないか調査を行いますので、納付忘れに注意してください。なお、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金なども調査の対象となります。

その他の注意事項

● 高等学校などに通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。ただし、高等専門学

校および全日制高等学校5年課程については1学年から3学年までが対象です。

● 通学定期購入者以外のかたは補助の対象になりません。(回数券、株主優待券など)

● 市内の高等学校以外に公共交通機関を利用して通学している場合は、最寄の駅までが補助の対象となります。

【例】答志⇄(市営定期船)⇄鳥羽駅⇄(近鉄電車)⇄宇治山田駅⇄(バス) 皇學館大【学前】

● 補助額の算定については、バスの場合は1年定期を、また近鉄、JRおよび定期船については6か月定期を基準とし、1か月当たりの額を算定します。

※バスの場合12分の1、近鉄などは6分の1とし算定時の100円未満の端数は切捨てます。(下宿などの場合も同じ)

くわしくは、教育委員会総務課へ問い合わせてください。

